

目 次

茨城県最低賃金改定のお知らせ	1
平成 28 年度 県立産業技術専門学院入学生募集!	2
11月 は労働保険適用促進強化期間です	3
職場のトラブル解決サポートします!	4
11月 は「過重労働解消キャンペーン」期間です	5
平成 27 年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業が決定!	6
合同労働相談会のご案内	7
労働委員会の窓から	8~9
仕事と生活の調和推進計画・支援奨励金/勤労者のための生活資金融資制度	10

茨城県最低賃金改定のお知らせ

～ 平成27年10月4日から時間額747円に ～

茨城労働局長は、茨城地方最低賃金審議会(会長 武田 隆志 弁護士)から答申を受け、茨城県最低賃金を 平成 27 年 10 月 4 日 (日)から



時間額 **747円**
(引上げ額18円)
に改定しました。

必ずチェック 最低賃金!
使用者も、労働者も。

この茨城県最低賃金は、本県内で事業を営む使用者とその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。

仮に、使用者と労働者の双方が合意した上で、最低賃金未満の賃金額を定めた場合であっても、その賃金は無効とされ、茨城県最低賃金が適用されます。

なお、特定の産業には特定(産業別)最低賃金が適用されます。

<お問合せ先> 茨城労働局労働基準部賃金室
電話 029-224-6216
または、お近くの労働基準監督署へ

平成 28 年度県立産業技術専門学院入学生募集！

県立産業技術専門学院では、ものづくり技能者を目指す平成 28 年度入学生の入学者選考試験 B 日程を下記のとおり実施いたします。

少人数制のクラス編制によりきめ細やかな指導を行っており、技能実習の時間を多く取り入れ、就職に有利な資格を数多く取得することが出来るなど、実践的なカリキュラムとなっています。

就職に強く、毎年度、ほぼ全員が希望どおり就職して高い就職率となっています。
多くの皆様のご応募をお待ちしております。

記

1 募集内容について

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2 年	自動車整備科	20 名
		建築システム科	25 名
	1 年	電気工事科	20 名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1 年	機械加工科	15 名
		金属加工科	20 名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2 年	プラント保守科	20 名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)	2 年	機械技術科	20 名
		コンピュータ制御科	20 名
		自動車整備科	20 名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2 年	機械システム科	20 名
	1 年	電気工事科	20 名

2 選考試験について

	入学者選考試験 B 日程
受付期間	平成 27 年 11 月 13 日(金)～11 月 27 日(金)
選考試験日	平成 27 年 12 月 4 日(金)
合格発表日	平成 27 年 12 月 11 日(金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院

※ A 日程で定員を満した訓練科は、B 日程の試験を実施いたしません。



※応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。

11月は労働保険適用促進強化期間です

茨城労働局では、労働保険適用徴収行政の重要課題として、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。また、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部との連携にて労働保険の適用促進を図っています。

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられています。

労災保険給付や失業等給付を通じた労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っており、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

労働保険の適用事業場の現状は、厳しい経済情勢の影響もあり、現在においても依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

そこで、本年11月を「**労働保険適用促進強化期間**」と定め全国的に広報活動を展開し、もって労働保険制度のより一層の理解、周知を図り、労働保険の適用促進を図ることとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、この機会に最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。



問合せ先 茨城労働局総務部労働保険徴収室

電話 029-224-6213 <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

職場のトラブル解決サポートします！

茨城労働局では、労働局内及び県内8つの労働基準監督署内に**総合労働相談コーナー**を設け、個別紛争解決促進法に基づく**個別労働紛争解決援助制度**として、各種労働における問題・トラブルに関する相談・問い合わせに対応する**総合労働相談**、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づく労働局長による**助言・指導**、紛争調整委員会による**あっせん**を行っています。



【助言・指導】

民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

【例】 ①パワハラを受けて精神的に苦痛を被っている。職場環境の改善を求めたい⇒**＜助言の実施＞**⇒配置転換により解決
②会社が自主退職を認めてくれない⇒**＜助言の実施＞**⇒退職届が受理され解決

【あっせん】

民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など学識経験者）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことによって、紛争の解決促進を図る制度です。

【例】 ①パワハラを受けて退職に追い込まれた。慰謝料を求めたい⇒**＜あっせんの開催＞**⇒解決金の支払により解決
②不当な整理解雇で納得いかない。金銭的な補償を求めたい⇒**＜あっせんの開催＞**⇒解決金の支払により解決

⇒ 詳しくは、最寄の下記一覧の総合労働相談コーナーまでお問い合わせ下さい。

＜県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先＞

コーナー名	所在地	電話番号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 4 F 茨城労働局総務部企画室内	029-224-6212
水戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 3 F 水戸労働基準監督署内	029-226-2237
日立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内	0294-22-5187
土浦 総合労働相談コーナー	〒300-0043 土浦市中央 2-14-11 土浦労働基準監督署内	029-821-5127
筑西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内	0296-22-4564
古河 総合労働相談コーナー	〒306-0011 古河市東 3-7-32 古河労働基準監督署内	0280-32-3232
常総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内	0297-22-0264
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	0297-62-3331
鹿嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	0299-83-8461

現在、仮庁舎（ポリテクセンター茨城内）で対応しています。

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

茨城労働局では、長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止対策の徹底、労働時間の適正な把握の徹底、賃金不払残業の解消等に向けた集中的な取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。各事業場の皆さんは、以下の内容を確認して長時間労働の削減に向けて積極的な取組をお願いします。

過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間の削減

- ◆時間外労働・休日労働に関する協定は、限度基準に適合しているものとする必要があります。
- ◆特別条項付き協定により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は45時間以下とするよう努めましょう。
- ◆休日労働についても削減に努めましょう。

② 年次有給休暇の取得促進

- ◆年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◆健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◆長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために

- ① 労働時間適正把握基準を順守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化し、チェック体制を整備しましょう。

- ・平日は、従来どおり、茨城労働局や県内の各労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」でご相談を受け付けています。
- ・夜間や休日、労働条件のお悩みには、フリーダイヤルで電話相談をお受けしています。

労働条件相談 ほっとライン	フリーダイヤル はい! ろうどう
	0120-811-610
月・火・木・金	午後5時から午後10時
土・日	午前10時から午後5時

茨城労働局のホームページ「過重労働解消キャンペーン」で検索できます。



11月 トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～
11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

無料「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら **0120-794-713**
11月7日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト [過重労働解消キャンペーン](#) 検索
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成27年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業が決定！ ～ 茨城県内では2社が受賞しました ～

厚生労働省では、女性の能力を発揮させるための積極的な取組（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援する取組を行って、他の模範となるような企業を「均等・両立推進企業表彰」として表彰しています。平成27年度の「均等・両立推進企業表彰」受賞企業（茨城県内）は以下の2社です。

<厚生労働大臣優良賞> ファミリー・フレンドリー企業部門

アステラスリサーチテクノロジー株式会社

所在地：茨城県つくば市 業種：学術研究，専門・技術サービス 従業員数：約200人

- 1 育児休業制度
 - ・子が満3歳に達する日まで取得可、子一人につき2回取得可。
 - ・平成26年度の育休取得率：男性20%、女性100%。
- 2 介護休業制度
 - ・対象家族は、法で定められた者以外に、会社の認めた者も含む。対象家族1人につき通算1年間（暦日）取得可。同一の要介護状態が継続している場合でも、複数回取得可能。
 - ・平成24年度に女性1人、平成26年度に男性1人取得。
- 3 勤務時間短縮等の措置
 - ◆育児のための制度（短時間勤務制度）
 - ・小学校4年生の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用可能。1時間又は2時間を短縮可能。
 - ◆介護のための制度（短時間勤務制度）
 - ・短縮可能な時間は各月の所定労働時間の8分の2以内で、各日ごとに1時間、2時間、半日あるいは1日単位で選択可能。要介護状態が解消するまで、必要な期間、複数回取得可能。
- 4 その他の制度等
 - ・小学校就学以上の子、配偶者及び親の看護のための看護休暇制度（半日単位の取得可能、子一人に対し5日（2人以上は10日）且つ配偶者及び親に対して5日）。
 - ・余命6か月以内の宣告等を受けた家族に寄り添うための寄り添い休業制度（対象家族1人につき1週間以上6か月以内の範囲で1回取得可能）。
 - ・育児中の従業員が仕事と育児を両立できるよう、また、職場での更なる理解・支援体制を構築するため、子育て中の従業員と職場の上司・リーダーとの交流会を開催。
 - ・毎週金曜日を「Family Friday」（通称：「FF-day」）と定め、所定労働時間を1時間45分短くした上で、定時退社日として設定。

<茨城労働局長優良賞> 均等推進企業部門

株式会社筑波銀行

所在地：茨城県つくば市 業種：銀行業 従業員数：2,674人

- ◆主な取組内容
 - ・平成25年4月、女性の活躍機会の拡大を目指し、「人材育成施策推進プロジェクトチーム」内に「女性の活躍機会拡大のためのワーキンググループ」を発足。
 - ・平成26年4月、営業・融資業務の職域拡大のため、エリア総合職（転居を伴わないエリア内での異動に限定した総合職）を導入。
 - ・平成31年3月末までに、女性役員者数（調査役以上）を平成26年3月末対比で30%増加させることを数値目標とし公表。
 - ・モデルとなる管理職候補の女性数名（総合職）をリストアップし、「女性管理職向けセミナー」の受講や「女性リーダー育成部会」への参加等により積極的に育成。
- ◆取組の成果
 - ・融資業務の女性が増加。
 - ・女性の役職者（係長クラス）が増加。

パワハラ・セクハラ、給料、有給休暇、退職、長時間労働、解雇 etc…



仕事でお悩みでは
ありませんか？

合同労働相談会のご案内

【日 時】

平成27年12月1日(火)

13:00～19:00

【会 場】

エクセルホール

水戸駅ビル・エクセル本館6F

◇予約不要◇
【事前予約も可】
◇相談無料◇

【参加機関】

- 茨城労働局
- 茨城県商工労働部労働政策課
- 茨城県労働委員会
- 法テラス茨城
- 茨城県社会保険労務士会

【お問い合わせ先・事前予約(前日まで受け付け)】

茨城労働局総務部企画室 (TEL 029-224-6212)もしくは、
最寄りの労働基準監督署総合労働相談コーナーまで！！



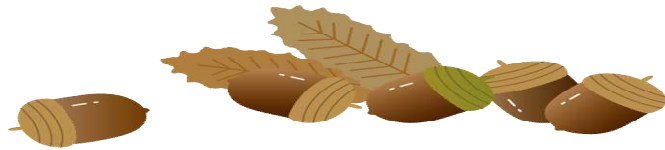
労働委員会の窓から

平成 27 年 8 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

🌻 今期の事件の状況



🌻 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。
- 係属中の事件は 2 件です。

🌻 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。
- また、1 件の係属事件が終結しました。係属中の事件はありません。

【終結事件の概要】

争議名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
(株)K 争議	食品 製造業	H27. 7. 2 労働組合	賃上げについて	平成 27 年 8 月 19 日、あっせん員協議のうえ、労使各あっせん員が賃上げ金額について個別折衝を行ったが、当事者双方の主張について隔たりが大きく、合意形成が困難となったことから、あっせん打切りを決定した。

🌻 個別あっせん事件 (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。



労働相談会開催報告



個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会を開催しました。

10月3日（土）、15日（木）の2日間、茨城県労働委員会では、「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を開催しました。

利用者の勤務形態を考慮して、1日目は、土曜日の日中に、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、2日目は、平日の夕方から、茨城県庁舎 23 階労働委員会事務局において行いました。なお、2日目は、電話での相談も受け付けました。



【電話相談を受ける館岡委員】

【電話相談を受ける石濱委員】



1件約40分程度の時間で、労働委員会委員が、労働問題に関するさまざまな相談を受け、労働委員会によるあっせんの活用を勧めるなどのアドバイスを行いました。

また、12月1日（火）に茨城労働局・茨城県商工労働部労働政策課・日本司法支援センター茨城地方事務所（法テラス茨城）・茨城県社会保険労務士会と連携して「合同労働相談会」（水戸駅ビル エクセル本館6階エクセルホール）を開催する予定ですので、是非御利用ください。

【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6
TEL：029-301-5563（総務調整課）、
029-301-5568（審査課）
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

仕事と生活の調和推進計画・支援奨励金について

仕事と生活の調和推進計画～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～



県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となります。

(平成 27・28 年度資格者名簿分)

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください。(様式と計画の記入例を掲載しています)

仕事と生活の調和支援奨励金のご案内

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

★支給金額及び支給人数★

支給金額 1人目：30万円，2人目：10万円 (1事業主あたり 2人目まで)

奨励金の支給には要件がありますので、詳細は県労働政策課までお問い合わせ下さい。

◆ お問い合わせ・お申込み先 ◆

茨城県商工労働部労働政策課 労働・経済福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策課ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbttop.html>



勤労者のための生活資金融資制度をご活用ください

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方が育児休業、介護休業を取得する間に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	育児休業者生活資金貸付金制度	介護休業者生活資金貸付金制度
対象者	県内に住んでいる勤労者で、次の①～③に該当する人	
	①子を養育するために育児休業を取得し、育児休業終了後復職することが確かな人	①介護休業を取得し、介護休業終了後、復職することが確かな人
	②現在の勤務先に原則1年以上勤務している人	②現在の勤務先に原則1年以上勤務している人
	③前年度収入150万円以上の人	③前年度収入150万円以上の人
使途	育児休業中に必要な生活資金	介護休業中に必要な生活資金
融資額	100万円以内(但し、休業期間1ヵ月当たり10万円まで)	
融資利率	年利1.5%(別途保証料0.7%)	
返済	5年以内(1年以内の元金据置期間を含む)	
その他	融資利率は、平成27年4月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

〈お借入申込み〉中央労働金庫県内各支店

〈お問い合わせ〉中央労働金庫茨城県本部 (TEL: 029-221-4181)

茨城県労働政策課 (TEL: 029-301-3640)



茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
11月号 第690号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
平成27年11月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>